

## 熊本市道路パトロール実施要綱

制定 平成24年 3月 9日 土木部長決裁  
改正 平成24年 8月22日 道路整備課長決裁  
改正 令和 5年 4月 1日 土木部長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市が管理する道路法（昭和27年法律第180号）第5条第1項、第7条第1項及び第8条第1項に規定する一般国道、県道及び市道（以下「道路」という。）を対象として、道路を常時良好な状態に保つことができるよう道路パトロール（以下「パトロール」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱においてパトロール車とは、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第14条の2の規定による道路維持作業自動車をいう。

### (対象区域)

第3条 パトロールの対象区域は、市長の定めた各土木センターの所管する範囲内の道路とする。

### (種類と実施回数)

第4条 パトロールの種類及び実施回数は、次のとおりとする。ただし、土木センター所長は、パトロールの実施回数を道路状況等により、区間を設定して増減することができる。

2 パトロールの種類等は、次のとおりとする。

種類	内容	実施回数等
通常パトロール	交通量の多い道路道を平常時（休日を含む。）において日常的に実施されるものをいう。	(1) 交通量5,000台/日以上の道路 週4回以上 (2) 交通量5,000台/日未満～1,000台/日以上の道路 週2回以上 (3) 上記以外で比較的交通量が多くパトロールが必要と判断される道路 月3回以上
夜間パトロール	道路照明灯、視線誘導標等の交通安全施設の夜間にお	3か月に1回の年4回（6月、9月、12月、3月）

	ける視認性を点検するため実施するものをいう。	
歩道パトロール	通学路及び主要な医療機関付近の歩道の点検を実施するものをいう。	土木センター所長が特に必要があると認めた場合に実施する。
歩道橋パトロール	防護柵及び塗装等の破損や老朽化等を点検するため実施するものをいう。	年に1回（7～9月の間）
自転車専用道路パトロール	自転車専用道路の点検を定期的に実施するものをいう。	毎月1回の年12回
災害防止パトロール（道路区域外）	道路区域外に起因する災害を防止するため定期的に点検を実施するものをいう。	道路区域外に起因する倒木、落石又は工作物の倒壊等により、過去に事故が発生した若しくはそれに伴い発生するおそれがあった箇所、又は道路の損傷若しくは通行に危険を生じさせるおそれがあるなど土木センター所長が必要であると判断した箇所を実施する。 年に2回（5～7月、1～3月）

（パトロールの構成）

第5条 パトロールの構成は、1班3名（責任者1名、運転手1名、監視員1名）とするものとする。

（パトロール責任者）

第6条 パトロール業務の監督を行い資料の作成及び実施状況の報告等を行う者としてパトロール責任者を置く。

2 市職員によるパトロール責任者は、作業長等をもって充てることとし、民間業者によるパトロール責任者は、現場責任者をもって充てる。

（パトロール班員の服装等）

第7条 パトロール業務を履行する場合は常に腕章と安全帯を着用するほか、市職員は職員証を、民間業者は身分証明書（市発行）を携帯し、関係人の請求があったときはこれを呈示する。

（パトロール車の常備器具）

第8条 パトロール車には、管内図、筆記用具、カメラ、巻尺、ロードコーン、つるはし、ハンマー、常温合材等パトロールに必要な器具を常備するものと

する。

(実施方法)

第9条 パトロールの実施方法は、原則としてパトロール車からの視察できる範囲とし、道路の異常及び破損等を発見するものとする。ただし、災害防止パトロールを実施する場合及び必要がある場合は、徒歩により実施するものとする。

(業務)

第10条 パトロールにおける業務は、別表のとおりとする。

(週間パトロール実施計画書)

第11条 パトロール責任者は、前週末までに週間パトロール実施計画書(様式第1号)を作成し、土木センター維持課長の承認を得るものとする。

2 パトロール責任者は、前週末までに班員へ週間パトロール実施計画を周知するものとする。

(パトロール日誌)

第12条 パトロール責任者は、パトロール終了後、速やかにパトロール日誌(様式第2号)を作成し、土木センター維持課長へ報告しなければならない。

(班員による応急処置)

第13条 別表に定めた各道路パトロール業務について、パトロール班員は、その場で対応可能なものを行うものとする。この場合において、その後の対応が必要な箇所については、異常箇所報告書(様式第3号)を作成し、パトロール日誌とともに土木センター維持課長へ報告しなければならない。

(緊急対応)

第14条 前条の規定による応急処置が困難なもので緊急を要するものは、直ちに土木センター維持課長へ報告し指示を仰がなければならない。

(報告)

第15条 土木センター維持課長は、特に重要と認められる事項については、土木センター所長に速やかに報告しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

熊本市土木センター道路パトロール業務

業務内容	処置内容	処置範囲
舗装部異常（ポットホール・陥没・舗装の段差や劣化）の発見及び応急処置	①位置の記録及び状況把握写真 ②穴埋め	①発見した異常箇所は、全て報告（位置図・写真等）対象 ②短時間で対応でき、常備している袋詰常温混合材等で処理できる範囲
柵及び側溝異常（蓋の破損・落込み・段差）の発見及び応急処置	①位置の記録及び状況把握写真 ②ロードコーン・鉄板の設置等	①発見した異常箇所は、全て報告（位置図・写真等）対象 ②常備しているロードコーン・鉄板の設置等、短時間で対応できる範囲
路面表示（区画線・文字等）が消えかかっている部分の発見	①位置の記録及び状況把握写真	①発見した異常箇所は、全て報告（位置図・写真等）対象
カーブミラー破損の発見及び応急処置	①位置の記録及び状況把握写真 ②応急処置	①発見した異常箇所は、全て報告（位置図・写真等）対象 ②短時間で対応できる範囲
歩道部異常（タイルや縁石の破損）の発見及び応急処置	①位置の記録及び状況把握写真 ②応急処置	①発見した異常箇所は、全て報告（位置図・写真等）対象 ②短時間で対応でき、常備している袋詰常温混合材等で処理できる範囲
路上落下物等の処置	①位置の記録及び状況把握写真 ②除去	①発見した異常箇所は、全て報告（位置図・写真等）対象 ②短時間で対応できる範囲

<p>街路樹支障（枝折れ・垂下り）の発見及び応急処置</p>	<p>①位置の記録及び状況把握写真 ②除去</p>	<p>①発見した異常箇所は、全て報告（位置図・写真等）対象 ②短時間で対応できる範囲</p>
<p>危険箇所の発見及び応急処置</p>	<p>①位置の記録及び状況把握写真 ②バリケード、ロープ、ロードコーン等の設置</p>	<p>①発見した異常箇所は、全て報告（位置図・写真等）対象 ②短時間で対応でき、常備している資材（組立式バリケード、ロープ等）で対応できる範囲</p>
<p>動物死骸処理</p>	<p>①位置の記録及び状況把握写真 ②ビニール袋に入れ土木センターへ運搬</p>	<p>①発見した異常箇所は、全て報告（位置図・写真等）対象 ②短時間で対応できる範囲</p>

様式第1号（第11条関係）

維持課長	補佐	係長	担当職員

車両番号	
------	--

週間パトロール実施計画書

月 日				曜日	午前・午後	コース名	重点的留意事項	班員名
	月		日	月	午前			
	月		日		午後			
	月		日	火	午前			
	月		日		午後			
	月		日	水	午前			
	月		日		午後			
	月		日	木	午前			
	月		日		午後			
	月		日	金	午前			
	月		日		午後			
	月		日	土	午前			
	月		日		午後			
	月		日	日	午前			
	月		日		午後			
備 考								

様式第2号（第12条関係）

維持課長	補佐	係長	担当職員

車両番号	
運転手	
監視員	
監視員	

### 道路パトロール日誌

年 月 日 曜日 天候（ ）

重点的留意事項							
出発時刻	到着時刻	走行距離	コース名、主要地点通過時刻	処置状況、報告事項			
時 分	時 分			位置 (ゼンリン)	業務番号	業務内容	処置状況 済・未

様式第3号（第13条関係）

維持課長	補佐	係長	担当職員

車両番号	
運転手	
監視員	
監視員	

異常箇所道路報告書

年 月 日 曜日 天候（ ）

No,

路線名	箇所	指示業者	指示者	東	西	北	富合	城南	植木
	熊本市 地先			P					—
現場状況及び対応		指示事項			緊急度				
					A	今日または明日に対応			
					B	1週間内に対応			
					C	それ以降に対応			